

理容ボランティア活動の実施について

日頃より当連合会の諸事業推進につきましては、格別のご理解ご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、本年度の理容ボランティア活動の実施については、別紙「実施要領」のとおり、第2回理事会（5/30開催）において了承されました。同活動については、組合や支部、個々の理容師が取り組んでいる訪問福祉理容を広く社会にアピールするとともに、理容業従事者のボランティア精神の輪を広げることを目的に、多くの組合員に参加を呼びかけて実施することにしておりますが、本年度につきましても、同活動が盛大なものとなりますよう、ご理解ご協力ならびにご手配方、何卒よろしくお願い申し上げます。

特に、平成25年12月25日に発出された厚生労働省老健局高齢者支援課長および振興課長通知において、「出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしい」と記されていることから、理容ボランティア活動で訪問福祉理容を実施する際は、この点についても関係各機関等にご周知くださいますよう、併せお願い申し上げます。

なお、ボランティア活動を実施される前には「計画書」（7月12日必着）を、実施後には「報告書」（9月末必着）を、総務組織課宛にご提出いただきますようお願い申し上げます。「計画書」ご提出後に活動資金として10万円を組合に振り込みますので、実施主体への助成をお願いいたします。

ポスターにつきましては、機関紙『理楽TIMES』8月号とともに支部担当者に直接ご送付する予定です。また、各組合事務局宛に、別便にて60部を7月頃にご送付いたしますので、部数不足等へのご対応をお願い申し上げます。

※当文書はEメールでもお送りしております。

※計画書等様式には押印箇所がございますので、恐れ入りますが、提出は郵送等にてご送付くださいますようお願いいたします。